

大和高田市障害者基本計画・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画 策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

大和高田市障害者基本計画・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本市に在住する障害者（児）が安全・安心して暮らせる街づくりの実現及び障害者（児）とその家族に対して、生活状況と障害福祉サービス利用等に関する意識調査を行い、本市における障害者（児）のニーズを把握し、大和高田市障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定するものである。

3. 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

4. 委託業務内容

（1）大和高田市障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定業務

ア 障害福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析

①国・県の障害福祉制度をめぐる制度改正等の動向把握と課題整理

②本市の地位特性の把握、本市における障害福祉の現状・課題・地域ニーズについての分析・整理

③現行計画の評価・検証

イ 大和高田市障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画にかかる意識調査

①意識調査

※調査の対象 市民（障害者・児・その家族）アンケート1000人、市民（無作為に抽出された15歳以上の者）アンケート500人、障害者（児）関連ヒアリング10団体程度を想定

②調査票の設計及びWEBアンケートの設定

③調査票及び発送用・返信用封筒の印刷

④調査票の発送・回収業務（郵送料等の通信運搬費用を含む）

⑤回収した調査票のデータ入力

⑥データの集計・分析

⑦結果報告分析資料の作成

計画策定に向けて、現状及び今後の動向を把握し、本市における課題等を分析する。

ウ 障害福祉サービス等の利用実績の把握、見込量推計、確保策の検討支援（利用実績は本市が提供を予定している。）

①現状の利用実績から現状分析及び課題抽出を行い、それらの評価・総括を行う。

②上記に基づき、サービス利用量等の見込量推計を行う。

③障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所給付の提供体制の確保に係る目標に関する事項等の見込量推計を行う。

エ 意見交換会の運営支援（令和８年度に３回を想定）

① 会議資料作成、打ち合わせ等のコンサルティング業務

② オブザーバーとして意見交換会に出席する、会議記録の作成

③ その他運営に関する支援

オ 市民意見募集（パブリックコメント）の実施支援

カ 計画骨子案、素案及び最終案の作成

①理念、目標及び目標設置の設置・変更を行い、達成期間及び福祉サービスの実績に対する分析・評価並びに今後の見込み量確保のための方針の分析・評価を行う。

キ 計画書（大和高田市 障害者基本計画、第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画を１冊にまとめて作成）及び概要版の作成

（２）大和高田市障害者基本計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の策定における留意事項

ア 国、県及び本市の関連計画並びに関連法令等との整合性を確保し、並びに制度改正に留意し、その整合性を図ること。特に、まちづくりの指針、地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連計画等との整合性の確保について留意すること。

イ 国の基本指針や奈良県からの基本的な考え方等に即して、都道府県障害福祉計画との整合性の確保に留意すること。特に、障害者総合支援法に新たに追加される内容については留意すること。

ウ 上記ア及びイに掲げる事項等に留意し、受託者は本市と綿密な連携を図りながら本業務を行うこと。

（３）成果物

（令和７年度）

ア アンケート調査票（調査票・発送改修用封筒）

イ 意識調査結果報告書：（データ納品）

（令和８年度）

ウ 大和高田市障害者基本計画、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画 電子デ

- ータ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word
- エ 大和高田市障害者基本計画、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の概要版
電子データ1部（CD-R）※ファイル形式：PDF、Word
- オ 大和高田市障害者基本計画、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画 冊子
※A4 100部 100頁程度
- カ 大和高田市障害者基本計画、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の概要版
冊子 ※A4 100部 8頁程度

（4）委託料（消費税及び地方消費税を含む）

委託料には、上記（1）の委託内容（アンケート調査の発送・回収に伴う郵便料等を含む。）

及び（3）の成果品の作成及び納入に係る費用並びに交通費・消耗品等、その他本業務に係る一切の費用を含む。

（5）委託料の支払方法

各業務完了後、受注者は成果品及びその他の関係資料等を整え、年度毎に検査を行うものとし、検査に合格したときは、契約代金を受注者からの請求により年度毎に支払うものとする。

5. その他

- （1）本計画書は、行政用語をできるだけ使わず、一般市民が解りやすい言葉で作成すること。また、図表を多く活用し、より見やすい計画となることを心がけること。
- （2）受託者は、本仕様書及び契約書に基づき、本市と綿密に連絡を取り、その指示等従い、誠実に業務を遂行すること。
- （3）個人情報保護法、各省庁が作成した個人情報に関するガイドライン及び本市個人情報保護条例を遵守し、基礎調査、アンケート等のため本市が提供した個人情報について、受託者は受託業務以外に使用し、第三者に提供してはならない。
- （4）本業務で知り得た情報及び本市が提供した資料について、目的外に使用し、外部へ漏えいしてはならない。
- （5）著作権、肖像権を侵害しないこと。
- （6）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者の双方で誠意をもって協議するものとする。